進路だより

北九州市立特別支援学校

北九州中央高等学園 進路支援部

令和7年9月11日(木)

第15号

◆「障害支援区分」とは◆

できずいばできょう。 管害者手帳を持たれている方が、障害福祉サービス事業をより愛心して利用することができるように、平成24年4月に「計画相談支援」サービスが創設され、平成27年3月末には、全ての障害福祉サービス事業利用者に「サービス等利用計画案」の作成が必要となりました。

障害支援区分とは「障害のある方が必要とする支援の度合いを総合的に示すもの」で、障害 福祉サービス事業を利用するにあたり、必要となるものです。

◎「障害支援区分」は6段階に分けられる

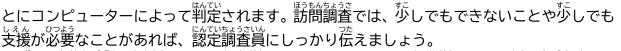
障害支援区分は、1~6段階に分けられていて、一番支援の度合いが低い段階は1、支援を多く必要とする度合いが一番高くなると、最大数値の6となります。 また、障害者手帳を所持していても、1~6の区分ではなく、非該当と判定される場合も見られ、判定された障害支援区分の数字によっては、利用できない障害福祉サービス事業もあります。

しょうがいしぇんくぶん にんてい しちょうそん たんとうまどぐち しょうがいふく しか しんせい 障害支援区分の認定のためには、市町村の担当窓口 (障害福祉課など)へ申請をして、認定5ょうさ ほうもんちょうさ う ひつよう あつまう 調査(訪問調査)を受ける必要があります。

©「認定調査(訪問調査)」とは

審査をする側へ向けたマニュアル (基準) はありますが、判定は総合的に決まるため、申請希望者が「この症 状ならこの数値の区分」と自己判断できるものではなく、一次判定と二次判定により認定されます。

一次判定では、認定調査員による調査が行われます。認定調査員が家庭を訪問して、本人と保護者の参加のもと、聞き取りが行われます。認定調査員前五員による聞き取りが行われます。認定調査員による聞き取り調査結果(80項目)と、医師の意見書の一部をも



しょうがいしえんくぶん にんていちょうさこうもく こうもく ©障害支援区分の認定調査項目(80項目)

- 1 移動や動作等に関連する項目(12項目)
- 2 身の回りの世話や日常生活等に関連する項目(16項目)
- 3 意思疎通等に関連する項目 (6項目)
- 4 行動障害に関連する項目 (34項目)
- 5 特別な医療に関連する項目 (12項目)